

＜営業許可の種類・概要、申請手数料について＞

No.	許可業種	手数料	業の範囲
1	飲食店営業	1件につき16,000円 (臨時営業は、1件につき7,500円)	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業
2	調理機能付自動販売機営業	1件につき9,600円	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業(自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有して、屋内に設置されているものを除く)
3	食肉販売業	1件につき9,600円	鳥獣の生肉(骨、臓器を含む)を販売する営業(容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く)
4	魚介類販売業	1件につき9,600円 (臨時営業は、1件につき7,500円)	店舗を設け、鮮魚介類(冷凍したものを含む)を販売する営業(容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く)
5	魚介類競り売り営業	1件につき21,000円	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対による取引で販売する営業
6	集乳業	1件につき9,600円	生乳を集荷し、これを保存する営業
7	乳処理業	1件につき21,000円	生乳の処理若しくは飲用に供される乳の製造(小分けを含む)、又はこれと併せて乳製品(飲料に限る)、清涼飲料水を製造する営業
8	特別牛乳搾取処理業	1件につき21,000円	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業
9	食肉処理業	1件につき21,000円	食用の目的でうさぎ等をとさつ若しくは解体する営業、又は解体された鳥獣の肉・内臓等を分割、細切りする営業
10	食品放射線照射業	1件につき21,000円	放射線を照射する営業(ばれいしょの発芽防止の加工のみ、認められている)
11	菓子製造業	1件につき14,000円	菓子、パン類、あん類を製造する営業
12	アイスクリーム類製造業	1件につき14,000円	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー等を製造する営業
13	乳製品製造業	1件につき21,000円	乳製品(アイスクリーム類を除く)及び乳酸菌飲料を製造する営業
14	清涼飲料水製造業	1件につき21,000円	ジュース、コーヒー等の清涼飲料水を製造する営業又は生乳を使用しない乳酸菌飲料の製造(小分けを含む)、生乳を使用しない乳飲料を製造する営業
15	食肉製品製造業	1件につき21,000円	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(食肉製品)又はこれらと併せて食肉製品を使用したそうざいを製造する営業
16	水産製品製造業	1件につき16,000円	魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業又はこれらと併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業
17	冰雪製造業	1件につき21,000円	氷を製造する営業

No.	許可業種	手数料	業の範囲
18	液卵製造業	1件につき21,000円	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む)をする営業
19	食用油脂製造業	1件につき21,000円	食用油脂、マーガリン又はショートニングを製造する営業
20	みそ・しょうゆ製造業	1件につき16,000円	みそ、しょうゆを製造する営業又は併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業
21	酒類製造業	1件につき16,000円	酒類を製造(小分けを含む)する営業
22	豆腐製造業	1件につき14,000円	豆腐を製造する営業又はこれと併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業
23	納豆製造業	1件につき14,000円	納豆を製造する営業
24	麺類製造業	1件につき14,000円	生麺、ゆで麺、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業
25	そうざい製造業	1件につき21,000円	煮物・焼き物・揚げ物・蒸し物・酢の物・あえ物等、通常副食物として供されるもの又はこれらの食品と米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業 なお、喫食するためには購入者等により最終的な調理が必要な、そうざい半製品も含まれる
26	複合型そうざい製造業	1件につき26,000円	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業(HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り)
27	冷凍食品製造業	1件につき21,000円	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品(食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍食品に限る)を製造する営業
28	複合型冷凍食品製造業	1件につき26,000円	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品(冷凍品に限る)を製造する営業(HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り)
29	漬物製造業	1件につき14,000円	漬物を製造する営業又はこれと併せて漬物を主原料とする漬物加工品を製造する営業
30	密封包装食品製造業	1件につき21,000円	密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品)であって常温で保存が可能なもの※を製造する営業 ※常温で保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。
31	食品小分け業	1件につき14,000円	以下の許可業種で製造された食品(既製品)を小分けし容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業 ・菓子製造業 ・乳製品製造業(固形物に限る) ・そうざい製造業 ・納豆製造業 ・食肉製品製造業 ・複合型そうざい製造業 ・麺類製造業 ・水産製品製造業 ・冷凍食品製造業 ・豆腐製造業 ・食用油脂製造業 ・複合型冷凍食品製造業 ・漬物製造業 ・みそ又はしょうゆ製造業
32	添加物製造業	1件につき21,000円	食品衛生法により規格が定められた添加物の製造(小分けを含む)をする営業